



「個人識別管理の罪過使用」(appropriation of one's identity) というものがある。これは、他人の肖像や名前などを、本人の同意なく、私利私欲のために使用することを指す。これは、現代社会において非常に重要な概念である。...

(1) 本姓・姓(一) 一三〇頁が「本姓」として扱われている。これは、個人の本来的な姓を指す。...

(2) 氏名(一) 一三〇頁が「氏名」として扱われている。これは、個人の名前を指す。...

三 公認制度——自治体の商標

「公認」という言葉を理解する上で、自治体の商標という概念が重要である。これは、自治体が特定の製品やサービスに独自のマークを付けることを指す。...

「公認」という言葉は、自治体の権限を行使する際に重要な役割を果たす。これは、自治体の責任と権限を明確にするための手段である。...





1. 個人情報保護の重要性  
2. 個人情報の定義  
3. 個人情報の収集と利用  
4. 個人情報の開示とアクセス  
5. 個人情報の修正と削除  
6. 個人情報の移転  
7. 個人情報の保存と廃棄  
8. 個人情報のセキュリティ  
9. 個人情報の第三者への提供  
10. 個人情報の国際移転  
11. 個人情報の権利  
12. 個人情報の責任  
13. 個人情報の罰則  
14. 個人情報のガイドライン  
15. 個人情報のベストプラクティス

(2) W. Prosser, HANDBOOK OF THE LAW OF TORTS, ch. 20, § 117 (4th ed., 1971).  
(3) D. Zimmerman, *Regulation for a Privacyright: A Farewell to Warren and Brandeis's Privacy Tort*, 88 CORNELL L. REV. 291, 344 ff. (1983).  
(4) Warren and Brandeis, *The Right to Privacy*, HARV. L. REV. 193, 216 (1890).  
(5) *Grain Processing Co. v. American Oil Co.*, 198 F.2d 1000, 1001 (9th Cir., 1954).  
(6) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(7) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(8) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(9) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(10) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(11) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(12) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(13) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(14) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(15) *Id.*, supra note 4, at 308.

(16) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(17) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(18) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(19) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(20) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(21) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(22) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(23) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(24) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(25) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(26) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(27) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(28) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(29) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(30) *Id.*, supra note 4, at 308.

(31) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(32) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(33) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(34) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(35) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(36) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(37) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(38) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(39) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(40) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(41) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(42) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(43) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(44) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(45) *Id.*, supra note 4, at 308.

(46) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(47) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(48) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(49) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(50) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(51) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(52) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(53) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(54) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(55) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(56) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(57) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(58) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(59) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(60) *Id.*, supra note 4, at 308.

(61) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(62) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(63) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(64) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(65) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(66) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(67) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(68) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(69) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(70) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(71) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(72) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(73) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(74) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(75) *Id.*, supra note 4, at 308.

(76) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(77) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(78) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(79) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(80) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(81) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(82) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(83) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(84) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(85) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(86) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(87) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(88) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(89) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(90) *Id.*, supra note 4, at 308.

(91) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(92) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(93) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(94) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(95) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(96) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(97) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(98) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(99) *Id.*, supra note 4, at 308.  
(100) *Id.*, supra note 4, at 308.

### 世の理

世の理とは、世の成り立ちや人間の行動の原則を指す。それは、社会の秩序を維持するために必要不可欠なものである。また、個人の権利と義務のバランスを確保するための指針となる。世の理は、時代や文化によって変化するが、その核心は常に変わらない。

世の理の重要性は、現代社会においても依然として高い。デジタル技術の進歩に伴って、個人情報の保護や倫理的な課題が浮き彫りになっている。世の理を正しく理解し、実践することは、持続可能な社会の構築に不可欠である。また、個人の成長や幸福にも大きく影響を与える。世の理を学ぶことは、人生の道徳的な羅針盤となる。

世の理は、単なる道徳規範にとどまらず、現実的な行動の指針でもある。それは、社会の発展や個人の成功に不可欠な要素である。また、世の理は、異なる文化や価値観を尊重し、共存するための鍵となる。世の理を正しく理解し、実践することは、現代社会の課題を解決するための重要な手段である。

世の理は、個人の成長や幸福にも大きく影響を与える。世の理を学ぶことは、人生の道徳的な羅針盤となる。また、世の理は、社会の発展や個人の成功に不可欠な要素である。世の理を正しく理解し、実践することは、現代社会の課題を解決するための重要な手段である。

世の理は、現代社会の課題を解決するための重要な手段である。世の理を正しく理解し、実践することは、現代社会の課題を解決するための重要な手段である。また、世の理は、個人の成長や幸福にも大きく影響を与える。世の理を学ぶことは、人生の道徳的な羅針盤となる。

(注: 本欄は、世の理の重要性を説くものである。)

世の理の重要性

## 令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和 2 年 12 月 18 日  
閣 議 決 定〕

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和 2 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## 2 一括法案の提出等

下記 4 及び 5 の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和 3 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を

地方公共団体が、委託により他の地方公共団体と連携して当該事業を活用してし尿受入施設の運営を行っている事例等を調査した上で、地方公共団体に令和3年中に周知する。[再掲]

(関係府省：国土交通省)

#### (12) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府、農林水産省及び国土交通省)

### 【防衛省】

#### (1) 自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：総務省)

防人育第1450号  
総行住第12号  
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿  
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長  
総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

## 甲第 4 号証

11

奈良地本第 5 9 6 号  
令和 4 年 1 2 月 8 日

奈良市長 殿

自衛隊奈良地方協力本部長  
(公 印 省 略)自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出  
について (依頼)

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性和自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 9 7 条第 1 項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）第 1 2 0 条の規定に基づき、各市町村長宛て依頼文書「自衛官募集等の推進について」（防人育第 9 1 5 号。4. 1. 2 1）を防衛大臣から発出し、その内容を周知いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報（以下「募集対象者情報」という。）に関する資料の提供について、改めて御依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

## 記

## 1 依頼内容

出生の年月日が平成 1 3 年 4 月 2 日から平成 1 4 年 4 月 1 日及び平成 1 7 年 4 月 2 日から平成 1 8 年 4 月 1 日までの間の者（日本人住民に限る。）の募集対象者情報に関する資料についての紙媒体又は電子媒体での提出

## 2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため

なお、御提出いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

保存期間満了日：令和 6 年 3 月 3 1 日

自衛隊への情報提供除外申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

自衛官等募集事務のために提供する募集対象者情報からの除外を申請します。

|       |                                     |      |   |   |
|-------|-------------------------------------|------|---|---|
| 申請者   | 住民登録している住所                          | 〒 —  |   |   |
|       | 氏名                                  | フリガナ |   |   |
|       | 平日昼間に連絡のとれる電話番号                     | ☎    | — | — |
| 申請者区分 | 1 対象者本人    2 法定代理人    3 法定代理人以外の代理人 |      |   |   |

|     |                 |   |   |   |
|-----|-----------------|---|---|---|
| 対象者 | 住民登録している住所      | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ<br>〒 —  |   |   |
|     | 氏名              | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ<br>フリガナ |   |   |
|     | 生年月日            | 平成・令和 年 月 日生まれ                          |   |   |
|     | 平日昼間に連絡のとれる電話番号 | ☎                                       | — | — |

(注) 申請の際には、次の書類が必要です。

郵送の場合は本人確認書類等の写しを添付してください。

|       |             |  |
|-------|-------------|--|
| 必要な書類 | 本人          | <input type="checkbox"/> 除外申請書<br><input type="checkbox"/> 本人確認書類 (個人番号カード, 旅券, 運転免許証, 健康保険証等)   |
|       | 法定代理人       | <input type="checkbox"/> 除外申請書<br><input type="checkbox"/> 対象者本人の本人確認書類 (個人番号カード, 旅券, 運転免許証, 健康保険証等)<br><input type="checkbox"/> 法定代理人の本人確認書類 (個人番号カード, 旅券, 運転免許証, 健康保険証等)<br><input type="checkbox"/> 同一世帯でない場合は, 対象者本人との関係が分かる書類 (戸籍謄本等) |
|       | 法定代理人以外の代理人 | <input type="checkbox"/> 除外申請書<br><input type="checkbox"/> 対象者本人の本人確認書類 (個人番号カード, 旅券, 運転免許証, 健康保険証等)<br><input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類 (個人番号カード, 旅券, 運転免許証, 健康保険証等)<br><input type="checkbox"/> 委任状                                   |

※ 職員記入欄

| 受付 | 本人確認 | 代理権確認 | 決定 | 通知 | 確認 |
|----|------|-------|----|----|----|
|    |      |       |    |    |    |

|                         |                              |                        |                             |                              |                        |                      |
|-------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------|
| <a href="#">くらし・手続き</a> | <a href="#">市民活動・文化・スポーツ</a> | <a href="#">子育て・教育</a> | <a href="#">福祉・医療・保健・健康</a> | <a href="#">産業・しごと・事業者向け</a> | <a href="#">奈良市の魅力</a> | <a href="#">市政情報</a> |
|-------------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------|

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [届出・証明](#) > [戸籍等申請書ダウンロード](#) > [自衛官又は自衛官候補生の募集事務に係る対象者情報の提供について](#)

## 自衛官又は自衛官候補生の募集事務に係る対象者情報の提供について

AI(人工知能)は  
こんなページをおすすめします

[マイナンバーカードを郵便・オンラインで申請した方へ 交付\(受取\)の流れ](#)

[奈良市一般不妊治療等助成事業](#)

[マイナンバーカードの暗証番号初期化・再設定や暗証番号変更](#)

[マイナンバーカードに記載の住所や氏名に変更があったときは](#)

[固定資産評価・税額等証明](#)

更新日：2023年7月10日更新

### 令和3年度までの対象者情報の提供について

自衛官又は自衛官候補生の募集事務のために、住民基本情報（募集対象者の氏名、住所、生年月日、性別。以下、「住民基本台帳情報」という。）を提供することについては、自衛官又は自衛官候補生の募集事務が自衛隊法に基づくものであり、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当することから、本市では、自衛隊奈良地方協力本部からの依頼を受け閲覧により住民基本情報を提供してきました。

見つからないときは

よくある質問

### 令和4年度以降の対象者情報の提供について

防衛省及び総務省から令和3年2月5日付で、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」の通知があり、改めて自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生じるものではないことが示されたことを受け、本市は、令和5年1月に「奈良市自衛隊等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を自衛隊奈良地方協力本部長と締結し、令和5年2月に紙媒体での住民基本情報の提供を開始しました。

#### 情報提供の法的根拠等

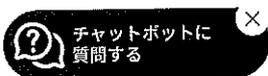
##### 情報提供の根拠

自衛官又は自衛官候補生の募集事務については、自衛隊法第97条第1項により市町村の法定受託事務と定められおり、自衛隊法施行令第120条では「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

##### 個人情報の保護に関する法律との関係

個人情報の保護に関する法律第69条第1項に基づき、その保有・利用等について適切な取扱いを行うものであり、本市から提供した住民基本情報については、目的外利用等の禁止や個人情報の適正な管理等を詳細に定めた「奈良市自衛隊等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を締結し、個人情報の保護に努めています。

### 自衛隊への情報提供を希望されない方への申出について



令和4年度より自衛隊への情報提供を望まない方の手続きとして、「除外申請」を開始しました。申請については、対象となる年齢の前から受付できます。

### (1)除外申請の対象となる人・情報

奈良市内に住民登録されている方のうち、翌年度に18歳及び22歳になる方（日本国籍を有する方）の住民基本情報のうち「氏名」・「住所」・「生年月日」・「性別」

### (2)申請できる人と必要な書類

#### ・対象者（ご本人）の場合

1. 自衛隊への情報提供除外申請書
2. 対象者の本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証、個人番号カード（おもて）、旅券等)

#### ・対象者（15歳未満）の法定代理人（親権者）の場合

1. 自衛隊への情報提供除外申請書
2. 法定代理人の本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証、個人番号カード（おもて）、旅券等)

※法定代理人が対象者と同一世帯でない場合は、戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類又は法定代理人であることを確認する書類

#### ・対象者（15歳以上）から委任を受けた任意の代理人の場合

1. 自衛隊への情報提供除外申請書
2. 代理人の本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証、個人番号カード（おもて）、旅券等)
3. 委任状

### (3)受付・申請方法等（次のいずれか）

#### ・窓口で申請

窓口にて、必要となる本人確認書類等を提示のうえ、自衛隊への情報提供除外申請書を提出

- ・受付窓口 奈良市役所 市民課
- ・受付期間 毎日（12月29日～1月3日、土、日（第2日曜日を除く）、祝日を除く。）  
8時30分～17時15分

#### ・郵送で申請

自衛隊への情報提供除外申請書と必要な本人確認書類の写しを同封し、下記宛先に送付

ただし、保険証の写しを本人確認書類とする場合は、保険者番号や被保険者等記号番号がみえないようにマスキング（黒塗り）してください。

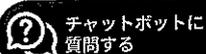
#### ※郵送の宛先

〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市 市民課 総務管理係 宛

### ダウンロード

- ・ [「自衛隊への情報提供除外申請書」 \[Wordファイル/22KB\]](#)
- ・ [「自衛隊への情報提供除外申請書」 \[PDFファイル/289KB\]](#)
- ・ [委任状 \[Wordファイル/21KB\]](#)
- ・ [委任状 \[PDFファイル/263KB\]](#)

このページに関するお問い合わせ先



市民課

総務管理係

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

Tel: 0742-34-4730 Fax: 0742-34-4799

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。  
(無料)

奈良市役所

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

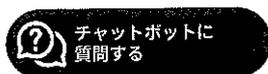
市役所コールセンター(電話): [0742-34-1111](tel:0742-34-1111) Fax: 0742-36-3552

コールセンターのご利用時間: 土日祝・年末年始を除く(平日/8時30分から17時15分まで)

開庁時間: 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

- > 個人情報の取り扱いについ
- > リンク・免責事項
- > 市庁舎へのアクセス
- > 市庁舎フロア案内
- > お問い合わせ

Copyright © Nara city. All Rights Reserved.



## 甲第7号証

## 奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書

奈良市（以下「甲」という。）と自衛隊奈良地方協力本部（以下「乙」という。）は、自衛隊法施行令第120条に基づく住民基本台帳の一部の写し（以下「住民情報」という。）の提供について、個人情報の適切な保護を図るため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

## （本覚書の目的）

第1条 本覚書は、自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集（以下「本業務」という。）のための住民情報の提供及び当該住民情報に含まれる個人情報の適切な保護を図るための取扱いを定めるものである。

## （住民情報の提供の要件）

第2条 甲は、乙から自衛隊法施行令第120条に基づく住民情報の提供依頼を受け、依頼された住民情報の内容が本業務に必要と認められた場合に限り、住民情報を乙に提供するものとする。

## （提供する住民情報の範囲等）

第3条 前条の規定により提供する住民情報は、甲が保有する住民情報のうち、乙が指定する年齢範囲の者（日本国籍を有する者に限る。）の住所、氏名、生年月日及び性別とする。

## （住民情報の提供方法等）

第4条 第2条の規定による住民情報の提供は、紙媒体により行うものとする。

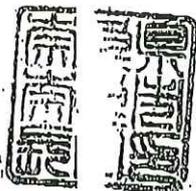
## （目的外利用等の禁止）

第5条 乙は、甲から提供された住民情報を本業務以外のいかなる目的にも使用してはならない。

また、甲の承諾を得ることなく、第三者に開示又は提供してはならない。

## （提供された住民情報の管理）

第6条 乙は、甲から提供された住民情報を取り扱うにあたり、紛失、漏えい等のリスクに対し、関係法令等に基づく合理的な安全対策を講じなければならない。



(個人情報の適正な管理)

第7条 乙は、甲から提供された住民情報に含まれる個人情報の授受、保管その他の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令及び乙の上級庁の定める要領等に基づき、適正な管理を行わなければならない。

(秘密保持)

第8条 乙は、本業務で知り得た秘密については、本業務期間中及び本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(外部発注の禁止)

第9条 乙は、本業務の全部又は一部を外部発注してはならない。

(複写・複製の禁止)

第10条 乙は、甲から提供された住民情報を本業務の作業目的以外では複写・複製してはならない。

(住民情報の利用終了後等の措置)

第11条 乙は、甲から提供された住民情報の利用が終了した際は、当該紙媒体を2次利用出来ないよう確実に破棄するとともに、紙媒体から作成した電子データ等についても利用できないよう消除すること。

(解除)

第12条 乙が本覚書に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにも関わらず、乙がこれを是正しないときは、甲は乙に対する文書により、本覚書を解除することができる。  
2 第8条の規定は、第1項の解除がされた場合について準用する。

(本覚書の効力)

第13条 本覚書については、締結日より効力を発効する。

(その他)

第14条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。  
本覚書締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 1月 30日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
 奈良市  
 代表者 奈良市長 仲川 元麻呂



乙 奈良市高畑町5-2-2 奈良第2地方合同庁舎内  
 自衛隊奈良地方協力本部  
 代表者 本部長 広瀬 和希



P. 001/001

FAX番号: 0742-33-5912

市民課・課長 聞き取り

2023/09/19/木 15:44

(山本直子議員)

2023年(令和5年)2月に自衛隊に名簿提出

○22歳 2001年(平成13年)4月2日生から

2002年(平成14年)4月1日生まで。 3426人。

○18歳 2005年(平成17年)4月2日から

2006年(平成18年)4月1日生まで。 2993人。

合計

6419人分。



自衛隊種目案内

|  |  |
|--|--|
| <p><b>自衛隊候補生</b></p> <p>1次 9月16日~17日<br/>2次 10月22日、29日</p> <p>試験科目 7月1日~9月5日</p> <p>1次 9月16日~17日<br/>2次 10月22日、29日</p> <p>試験科目 7月1日~9月5日</p>   | <p><b>一般専攻補生</b></p> <p>1次 9月16日~17日<br/>2次 10月22日、29日</p> <p>試験科目 7月1日~9月5日</p> <p>1次 9月16日~17日<br/>2次 10月22日、29日</p> <p>試験科目 7月1日~9月5日</p>           |
| <p><b>自衛隊候補生</b></p> <p>1次 9月16日~17日<br/>2次 10月22日、29日</p> <p>試験科目 7月1日~9月5日</p> <p>1次 9月16日~17日<br/>2次 10月22日、29日</p> <p>試験科目 7月1日~9月5日</p>   | <p><b>航空学生</b></p> <p>1次 9月16日<br/>2次 10月14日~19日<br/>3次 臨時</p> <p>試験科目 7月1日~9月7日</p> <p>1次 9月16日<br/>2次 10月14日~19日<br/>3次 臨時</p> <p>試験科目 7月1日~9月7日</p> |
| <p><b>防衛大学校生</b></p> <p>1次 10月28日<br/>2次 11月28日~12月2日</p> <p>試験科目 7月1日~10月18日</p> <p>1次 10月28日<br/>2次 11月28日~12月2日</p> <p>試験科目 7月1日~10月18日</p> | <p><b>防衛医科大学校生</b></p> <p>1次 10月28日<br/>2次 11月28日~12月2日</p> <p>試験科目 7月1日~10月18日</p> <p>1次 10月28日<br/>2次 11月28日~12月2日</p> <p>試験科目 7月1日~10月18日</p>       |



質問欄に DM とご記入ください。

自衛官採用コンテンツ配信中!

**自衛官紹介**

自衛官に興味がある人はこちらをチェック!

自衛官の本音を伝える「ふつちゃん自衛官」自衛隊の多様性がわかる「自衛隊のソシ、でまます」など様々な動画が載っているよ!

自衛隊の多様性がわかる「自衛隊のソシ、でまます」

自衛隊の多様性がわかる「自衛隊のソシ、でまます」

**自衛官の職種職種**

陸・海・空の自衛隊の中でも、警察、コップさんなどが知らない職種を紹介しているよ! アニメも見てね!

陸・海・空の自衛隊の中でも、警察、コップさんなどが知らない職種を紹介しているよ! アニメも見てね!

**自衛隊のことをもっと知りたいたい**

楽しいコンテンツがいっぱい!

自衛隊のことをもっと知りたいたい

奈良地本ホームページはこちら

(Twitter)

(HP)

(Instagram)

# 中学校・高等学校卒業予定者の就職・採用活動時期について

中学・高校卒業予定者の採用活動については、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省、厚生労働省の協議により、毎年度、選考スケジュール等を取りまとめています。

## 新規高等学校卒業予定者の採用選考スケジュール

令和6年度は以下のとおりとなっています。 ※令和5年度から変更はありません

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ハローワークによる求人申込書の受付開始（※） | 6月1日                |
| 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始  | 7月1日                |
| 学校から企業への生徒の応募書類提出開始    | 9月5日<br>(沖縄県は8月30日) |
| 企業による選考開始及び採用内定開始      | 9月16日               |

※高校生を対象とした求人については、ハローワークにおいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出されることとなる。

## 新規中学校卒業予定者の採用選考スケジュール

令和6年度は以下のとおりとなっています。 ※令和5年度から変更はありません

|                      |      |
|----------------------|------|
| ハローワークによる求人申込書の受付開始  | 6月1日 |
| 企業による選考開始及び採用内定開始（※） | 1月1日 |

※北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（一部）、島根県（一部）は12月1日

## 高等学校卒業予定者で就職を希望される皆さまへ

就職先を選ぶ際に皆さんが見る「求人票」の見方や、注目すべきポイントを解説したリーフレットです。ぜひ、求人票を見るときに参考にしてください。

[会社選びのポイント](#) [PDF形式：860KB] [求人票\(高卒\)の見方のポイント](#) [PDF形式：498KB]



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください

昭 57. 4. 19 陸幕募第 46 号

## 高等学校新規卒業予定者に対する募集広報について（通達）

標記について、かねてより実施時期及び方法等について留意してきたところであるが、昭和 57 年 4 月 8 日文部・労働両省の主管課長から人事教育局人事第 2 課長に対し口頭申し入れが行われたので、その要旨及びその際の口頭回答要旨を別紙のとおり送付する。

なお、基本的考え方は従来と異なるものではないが、今後さらに、各都道府県自衛官募集担当課、教育委員会等との連けいを密にし、2 土募集対象校を計画的に訪問し、所要の自衛官募集が行えるよう協力依頼を実施するなど、遺憾のないよう業務をすすめられたい。

添付書類：別紙第 1、別紙第 2

別紙第 1

## 文部省職業教育課長・労働省業務指導課長の防衛庁 人事第 2 課長への口頭申し入れ（要旨）

昭和 57 年 4 月 8 日

## 高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集について

文部・労働両省においては、かねてから高等学校新規卒業者の就職に関し、民間事業所等に対して、募集・選考開始の期日を厳守することをはじめ、家庭訪問を行わないなど、秩序ある求人活動が行われるよう指導を行ってきているところである。

自衛官の募集については、防衛庁が自衛隊法に基づいて行えることになっているが、文部・労働両省としては、高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集についても、教育的観点から民間事業所と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を願いたい。

なお、文部・労働両省は高等学校において自衛官の募集についても、民間事業所等と同様公平に取り扱うよう、今後とも都道府県教育委員会等の関係機関に対して指導の徹底を努めていきたい。

防衛庁人事教育局人事第2課長から文部省職業  
教育課長・労働省業務指導課長への口頭回答（要旨）

昭和57年4月8日

高等学校新規卒業予定者に係る自衛官の募集について

- 1 自衛官の募集については、職業安定法の適用を除外され、自衛隊が自ら募集を行うこととされている。したがって、自衛官募集は本来自衛隊が自衛隊法等に基づく独自の組織により自己の責任においてこれを全面的に行うべきものであって、民間事業所等の求人活動とは異なるものである。
- 2 募集対象が新規高校卒業予定者である場合は、在学中のこともあり、基本的には所定の時期に学校を通して学校の協力の下に募集活動を行うことが望ましいと考えているが、多くの学校において協力を断られたり、十分な協力を得られにくい現状にあるため、自衛隊としては家庭訪問等により直接個々に広報せざるを得ないのが実情である。

募集活動については従来から行き過ぎがないように指導してきたところであるが、今後とも一層留意してまいりたい。

- 3 文部・労働両省におかれては、このような実情を御理解いただき、学校を通しての学校の協力の下に所要の自衛官募集が行えるよう特段の御配慮を願いたい。

なお、自衛隊においては、学校の十分な理解と協力が得られるよう今後とも各学校当局に働きかけてまいりたい。

自衛隊は年間2万人を超える新規隊員を募集しているが、良質隊員を確保するためには、新規高校卒業予定者に対する募集努力を続けなければならないので、この点御理解と御協力を賜りたい。

<労働所職業安定局「職業行政安定手引」(平5.2.6)抜すい>

## 新規学校卒業者の職業紹介 (参考資料)

### 第1章 新規学校卒業者の職業紹介業務における基本的事項

#### 第1節 基本的事項

##### 1 新規学校卒業者の職業紹介の意義

新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が職業に対する知識経験の乏しい事から、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要があり、また求人者に対しても就職者が職場でその能力が十分に発揮されるような受入体制の整備についての指導を行う特別な配慮を必要とし、さらに就職後においても、新規学校卒業者に早期かつ安易な離転職の傾向もみられるため、その職業への適応性の増大をはかり、立派な職業人、社会人としての育成のための接助を行っていく必要がある。

一方、新規学校卒業者の需給関係は、そのひっ迫に加え、地域間において非常な不均等があり、これに対処し適格な職業紹介を行うためには、職業安定機関が中心となって全国的視野からその需給の調整等を行い、業務の円滑な推進をはかっていく必要がある。

このように、新規学校卒業者の職業紹介は、新規学校卒業者個人にとってもまた社会的にも非常に重要な意義を有しているものであり、その業務の運営にあたっての職業安定機関に課せられた使命は非常に大きいといえよう。

##### 2 新規学校卒業者職業紹介業務の取扱範囲

- (1) 新規学校卒業者の職業紹介において、取扱いの対象となる「新規学校卒業者」は、学校教育法第1条の規定による中学校、高等学校(以下「高校」という。)、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校及び養護学校(盲学校、聾学校、養護学校にあたっては、その中学部及び高等部とする。以下同じ。)の新規卒業予定者及び卒業生の4月末日(新規学校卒業者の職業紹介特別取扱期間)まで求職活動を続ける新規卒業者とする。

なお、上記の学校の一般在学学生及び卒業生並びに上記以外の学校(たとえば各種学校)の新規卒業者等は、ここでいう「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれない。

- (2) 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員として就職しようとする新規学校卒業者及びその他の法令により特別の採用方法が定められている職業(たとえば国家公務員、地方公務員、自衛隊員等)に就職しようとする新規学校卒業者は、ここでいう、「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれない(職業安定法第62条、同第31条の2)。

ただし、上記に就職しようとする新規学校卒業者であっても、選職にいたるまでの間における職業指導の過程においては、当然その対象範囲に含まれるものであり、また、結果的に上記に就職することになった者であっても、他の職業につく可能性が皆無となるまでは、対象範囲に含まれる。

##### 3 職業安定法の規定に基づく新規学校卒業者の取扱方法

新規学校卒業者の職業紹介の取扱いとしては、職業安定法の規定により次の方法がある。

###### (1) 職業安定機関が行う場合

- イ 職業安定法第25条の2の規定に基づき公共職業安定所(以下「安定所」という。)が行う方法  
安定所が職業紹介を行うもので、新規学校卒業者の職業紹介の取扱いの原則である。

ロ 職業安定法第 25 条の 3 の規定に基づき学校の長が安定所の業務の一部を分担して行う方法

安定所が学校にその業務の一部を分担させ、それに基づき学校が職業紹介を行うものであって、分担する業務の範囲は限定されている。

(2) 職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき学校の長が行う場合学校が自らの事業として、職業紹介を行うものであり、この職業紹介については、職業安定機関の監督指導を受ける。

以下、各章において述べる内容は、職業安定法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 の規定に基づいて職業安定機関が新規学校卒業者の職業紹介を行う場合並びに第 33 条の 2 の規定に基づき学校の長が行う無料の職業紹介事業に対し、職業安定機関が必要に応じ協力する場合における業務の運営に関するものである。

## 第 5 節 求人秩序の確立に関する基本的事項

### 1 基本方針

最近における新規学校卒業者の需給関係は、著しくひっ迫し、求人者の充足は極めて困難となっているが、このような労働力需給事業を背景として、一部では、求人者の求人活動が無秩序に行われているが、このことは、学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなるので、職業安定機関は、新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連携を図りつつ公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制を行うものとする。

#### (1) 家庭訪問の禁止

求人者又はその委託を受けた者が直接家庭訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことは、これを禁止するものとする。

#### (2) 利益供与の禁止

求人者又はその委託を受けた者が、新規学校卒業生、その他の関係者に対し、金品又は利便の供与を行うことにより、新規学校卒業者の求人活動を行うことは、これを禁止するものとする。

#### (3) 学校訪問についての指導

求人者又はその委託を受けた者が行う求人活動としての学校訪問については、中学校にあっては職業指導上必要と認められる場合以外はこれを規制する方針で進めるとともに、高等学校についても、地域、学校の実情により必要に応じてこれを指導するものとし、具体的には都道府県段階で関係各機関と協議のうえ、その内容を決定するものとする（43 頁、第 2 章第 11 節、58 頁、第 3 章第 11 節参照）。

#### (4) 駐在員に対する指導

安定所は、企業が配置する現地労務担当者（駐在員）に対して、その活動が適正に行われるよう指導するものとする（45 頁、第 2 章第 11 節参照）。

#### (5) 文書募集に対する指導

求人者が新規中学校、高校卒業者を対象として、新聞広告等による文書募集を行うことについては、新規学校卒業者が、職業生活に対する知識、職業選択に対する判断力等に乏しいため、職業につくにあたっては特別の指導を加える必要があることから、年間を通じてこれを行わないよう求人者に対して強力的に指導するものとする。

なお、文書募集における新規学卒としての取扱いは、当該卒業年の 3 月末日までとする。

### 2 求人者に対する指導

職業安定機関は、学校と協力し、前記 1 の基本方針により、求人者に対し、あらゆる機会を通じてその周知と徹底を図るよう強く指導するものとする。

## 3 就職希望者及び保護者に対する啓蒙指導

職業安定機関は、学校の協力を得て、職業相談、父兄会その他の機会を利用し、職業選択の意義、求人者の不公正求人活動の形態とその弊害及び不公正求人活動が行われた場合における学校又は安定所への通報等について広く啓蒙指導を行い適正な職業紹介の推進に協力を求めるものとする。

## 4 求人秩序を乱す行為に対する措置

- (1) 安定所は、常時管内学校との連けいを保ち、求人活動の状況及び不公正な求人活動の実態についての情報の入手に務めるものとする。
- (2) 安定所は、不公正な求人活動をは握したときは、これを行った求人者の名称、不公正な求人活動の概要等を、様式11により求人者管轄安定所に通報するものとする。
- (3) 前記(2)の通報を受けた安定所は、直ちに求人者に対し、改善のための指導を行うものとする。
- (4) 学校管轄安定所は、不公正求人活動を行った求人者に対して、不公正求人活動の内容、従前の求人活動の状況等に応じ、(5)の措置基準により次の措置をとるものとする。

## イ 注意

安定所は、不公正求人活動を行った求人者に対し、その行為が求人秩序を乱すものであることを説明するとともに、求人秩序の確立を図るため、かかる行為を是正するよう注意する。

## ロ 厳重注意

安定所は、不公正求人活動を行った求人者に対し、始末書(様式適宜)の提出を求めるとともに、再度不公正求人活動を行った場合は、紹介停止の措置を講ずる旨を警告する。

## ハ 紹介停止

安定所は、きわめて悪質な不公正求人活動を行った求人者に対しては、当該年度の新規中学校、高等学校卒業者の職業紹介を停止する。

ただし、当該年度において紹介停止を行うことができない事情がある場合は、翌年度に紹介停止を行うものとする。

安定所は紹介停止の措置を講ずる事情が発生したとき、又は不公正求人活動の内容が(5)の措置基準では判断できない場合は、都道府県職業安定主務課と協議するものとする。

なお、紹介停止を行った場合は、都道府県は本省及び関係都道府県を通じて求人者管轄安定所に、直ちにその状況を前記様式11により報告及び通報するものとする。

- (5) 不公正求人活動を行った求人者に対する措置については、別途定める基準によるものとする。

学校等の行う無料職業紹介事業関係  
業務取扱要領

令和4年10月

厚生労働省人材開発統括官

## 学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 第1 本要領の意義               | 1 |
| 第2 学校等が無料職業紹介事業を行う場合の手続 | 1 |
| 1 学校等の行う無料職業紹介事業の定義と範囲  | 1 |
| (1) 定義                  | 1 |
| (2) 範囲                  | 1 |
| イ 学校等及び事業の対象となる求職者の範囲   | 1 |
| ロ 取り扱う業務の範囲             | 2 |
| ハ 名義貸しの禁止               | 2 |
| 2 学校等の行う無料職業紹介事業の届出     | 2 |
| (1) 事業開始の届出             | 2 |
| イ 届出書の様式及び記載事項          | 2 |
| ロ 添付書類                  | 2 |
| ハ 届出書の提出部数              | 3 |
| ニ 届出の効力発生               | 3 |
| (2) 変更の届出               | 3 |
| イ 届出書の様式及び記載事項          | 3 |
| ロ 届出先及び届出期日             | 3 |
| (3) 事業廃止の届出             | 4 |
| イ 廃止届出書の提出及びその様式        | 4 |
| 第3 職業安定機関における取扱い        | 4 |
| 1 届出に伴う安定所の業務           | 4 |
| (1) 届出の処理               | 4 |
| (2) 届出の受理通知             | 4 |
| (3) 届出書の処理              | 4 |
| 2 無料職業紹介事業の指導           | 4 |
| (1) 指導の方針               | 5 |
| (2) 指導の内容               | 5 |
| イ 事業に関する報告書の提出命令        | 5 |

|   |    |
|---|----|
| □ 立入検査 .....  | 5  |
| (3) 指導に関する注意 .....                                      | 6  |
| (4) 職業紹介事業の改善命令 .....                                   | 6  |
| イ 改善命令に該当する場合 .....                                     | 6  |
| □ 都道府県労働局への報告手続 .....                                   | 6  |
| ハ 弁明の機会の付与 .....  | 7  |
| (5) 職業紹介事業の停止命令 .....                                   | 7  |
| イ 停止命令に該当する場合 .....                                     | 7  |
| □ 都道府県労働局への報告手続 .....                                   | 7  |
| ハ 聴聞の実施 .....   | 8  |
| ニ 停止処分以前における教育行政等との連携 .....                             | 8  |
| (6) 罰則 .....  | 8  |
| (7) 本省への報告 .....  | 9  |
| 第4 学校等の行う無料職業紹介事業の運営 .....                              | 9  |
| 1 原則に基づく職業紹介の実施 .....                                   | 9  |
| (1) 求人申込み受理の原則 .....                                    | 9  |
| イ 法令違反等に係る事項 .....                                      | 10 |
| □ 労働条件等に係る事項 .....                                      | 11 |
| ハ 若者雇用促進法第14条に基づく青少年雇用情報の提供 .....                       | 11 |
| ニ 選考方法等に係る事項 .....                                      | 11 |
| ホ 誤解を生じさせる表示の禁止 .....                                   | 11 |
| (2) 求職申込み受理の原則 .....                                    | 12 |
| (3) 労働条件等明示の原則 .....                                    | 12 |
| イ 労働条件等の明示の内容 .....                                     | 12 |
| □ 労働条件等明示に当たっての留意点 .....                                | 13 |
| ハ 試用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間終了後の従事すべき業務の内容等が異なる場合の取扱い ..... | 15 |
| ニ 求人者による労働条件等の変更等に係る明示 .....                            | 15 |
| (4) 適格紹介の原則 .....                                       | 16 |
| (5) 自由の原則 .....   | 16 |
| (6) 均等待遇の原則 .....                                       | 16 |

|  |    |
|--|----|
| (7) 中立の原則.....                                     | 16 |
| 2 事業の運営の基本となる事項.....                               | 16 |
| (1) 取り扱う職種の範囲等の明示（法第33条の2第7項において準用する法第32条の13）..... | 16 |
| (2) 秘密の厳守.....                                     | 17 |
| (3) 個人情報の収集、保管及び使用（法第5条の5）.....                    | 17 |
| (4) 個人情報の適正な管理のための措置（法第5条の5第2項）.....               | 18 |
| (5) 求職者又は求人者からの苦情の適切な処理.....                       | 18 |
| (6) 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置.....               | 18 |
| 3 職業紹介に使用する帳票.....                                 | 19 |
| (1) 求職票.....                                       | 19 |
| (2) 求人票.....                                       | 19 |
| イ 法第5条の3に基づき求人票に含まなければならない事項.....                  | 19 |
| ロ 若者雇用促進法第14条に基づく青少年雇用情報等.....                     | 19 |
| ハ 上記イの事項のほか求人票に含むべき事項.....                         | 20 |
| (3) 紹介状.....                                       | 20 |
| (4) 採否結果通知書.....                                   | 20 |
| 4 求人求職管理簿.....                                     | 20 |
| (1) 帳簿の備付け.....                                    | 20 |
| (2) 様式.....  | 21 |
| (3) 保存期間.....                                      | 21 |
| 5 職業紹介事業報告書の提出.....                                | 21 |
| 6 職業紹介実績の情報提供.....                                 | 21 |
| 第5 様式.....   | 23 |

## 第1 本要領の意義

職業安定機関以外の者が職業紹介事業を行うに当たっては、原則として厚生労働大臣の許可を得て行うものであるが、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2第1項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の学生、生徒等（以下「学校卒業見込者等」という。）の職業紹介については、学校等の職業教育の延長としてこれを行うことにより学校卒業見込者等が受けた職業教育を有効に活用した職業に就くことが可能となることから、学校卒業見込者等の職業適性を十分把握している学校等が職業安定機関の指導・援助を受けながら自らの事業として職業紹介を行うことがより実態に即するものとして、同項の規定により、厚生労働大臣に届け出ることにより無料職業紹介事業を行うことができるものとされている。

学校等の行う無料職業紹介事業に係る業務の取扱いは、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 学校等が無料職業紹介事業を行う場合の手続

### 1 学校等の行う無料職業紹介事業の定義と範囲

#### (1) 定義

学校等の行う無料職業紹介事業は、当該事業を行う学校等の長の責任においてその学校卒業見込者等に職業のあっせんを行うことであり、職業安定機関の指導援助の下に学校等の教育課程等を勘案しつつ公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職業紹介活動と並行して行わなければならない活動である。

したがって、職業安定機関においては学校等が無料職業紹介事業を行う場合には、学校等と協力して学校卒業見込者等の職業紹介が円滑かつ適正に行われるよう努めなければならない。

#### (2) 範囲

##### イ 学校等及び事業の対象となる求職者の範囲

届出により無料職業紹介事業を行い得る学校等及びそれぞれの学校等において事業の対象となる求職者の範囲は、次のとおりである（法第33条の2第1項）。

なお、求職者の範囲には、これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定める者（大学の長が無料職業紹介事業を行う場合にあっては、当該大学に付属する病院において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者及び修了した者並びに学校又は専修学校の長が無料職業紹介事業を行う場合にあっては、当該学校又は専修学校において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項の規定により公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなされる教育訓練（いわゆる「委託訓練」）を受けている者及び修了した者をいう。）を含む。

(イ) 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）及び高等専門学校

当該学校の学生若しくは生徒又は当該学校を卒業し、又は退学した者（ただし、中学校及び義務教育学校については退学した者を除き、特別支援学校につ

いては当該学校の中学部及び高等部の生徒並びに当該学校の中学部及び高等部を卒業した者に限る。)

(ロ) 専修学校

当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者

(ハ) 職業能力開発促進法第15条の7第1項各号に掲げる施設(職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発センター、障害者職業能力開発校)

当該施設を行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

(ニ) 職業能力開発総合大学校

当該職業能力開発総合大学校を行う職業訓練若しくは指導員訓練を受ける者又は当該職業訓練若しくは指導員訓練を修了した者

ロ 取り扱う業務の範囲

学校等の長は、無料職業紹介事業の届出を行うに当たって、取り扱うべき職業紹介の範囲を定めることができる(法第33条の2第5項)。

ハ 名義貸しの禁止

届出により無料職業紹介事業を行う学校等は、自己の名義をもって、他人に職業紹介事業を行わせてはならない(法第33条の2第7項において準用する法第32条の10)。

## 2 学校等を行う無料職業紹介事業の届出

無料職業紹介事業を行おうとする学校等の長は、本要領に定める手続及び様式に従い、その学校等の主たる事務所の所在地を管轄する安定所(その安定所が2以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第792条の規定により当該事務を取り扱う安定所とする。)の長(以下「主たる事務所所轄安定所長」という。)を経て、その学校等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「主たる事務所所轄都道府県労働局長」という。)に届け出なければならない(職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号。以下「規則」という。)第25条の2第2項、第37条第1項第5号、第38条第2項)。

手続及び様式は、次のとおりである。

(1) 事業開始の届出

イ 届出書の様式及び記載事項

新たに無料職業紹介事業を行う学校等の長が主たる事務所所轄安定所長を通じ主たる事務所所轄都道府県労働局長に届け出る場合の届出書の様式及びその記入に当たっての注意事項は、様式1のとおりとする。

ロ 添付書類

事業開始の場合の届出書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

なお、添付書類は届出書の正本、副本のそれぞれに添付しなければならない。

(イ) 学則

(ロ) 学校等に該当することを証明する文書(写)

(ハ) 学部、学科、科目ごとの定員及び現在員数一覧

## (二) 業務運営規程

業務運営規程の様式は任意のもので差しつかえないが、法及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）に基づき職業紹介機関として必要な次のような事項を記載したものとする。業務運営規程掲載事項例は参考1に示す。

- 労働施策総合推進法第13条及び第14条に関する事項
- 法第2条、第3条、第5条の3、第5条の4、第5条の5、第5条の6、第5条の7、第5条の8、第20条（第34条第1項により準用）、第33条の2及び第51条の2に関する事項
- 法第33条の2第5項の規定に基づき取り扱う職業紹介の範囲を定めた場合にあってはその旨及びその内容

## (ホ) 個人情報適正管理規程

個人情報適正管理規程は任意の様式で差し支えないが、法第5条の5の規定の趣旨から、次の事項を必ず記載するものとする。個人情報適正管理規程参考例は参考2に示す。

- 個人情報を取り扱うことができる者の範囲
- 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項
- 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。）の取扱いに関する事項
- 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

## ハ 届出書の提出部数

届出書は、正本1部、副本2部を作成し、主たる事務所所轄安定所長に提出するものとする。（規則第38条第3項）

## ニ 届出の効力発生

届出の効力は、主たる事務所所轄安定所長がこれを受理したときに発生するもので、届出を行った学校等の長は、当該届出の日から無料職業紹介事業を行うことができる。

## (2) 変更の届出

無料職業紹介事業を行っている学校等の長が、届出者、事業所、取り扱うべき職業紹介の範囲、業務運営規程、個人情報適正管理規程に係る事項について変更を行おうとする場合には、学校等が無料職業紹介事業を行っている事業所の所在地を管轄する安定所の長（以下「事業所所轄安定所長」という。）に届け出るものとする。

### イ 届出書の様式及び記載事項

変更届出書の様式は様式2のとおりとする。

### ロ 届出先及び届出期日

変更届出書は、変更する事実の発生した日から10日以内に、事業所所轄安定所長に提出するものとする。

### (3) 事業廃止の届出

#### イ 廃止届出書の提出及びその様式

- (イ) 無料職業紹介事業を行う学校等の長が、その事業を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、文書をもって主たる事務所所轄安定所長を経て主たる事務所所轄都道府県労働局長に届け出なければならない（規則第25条の2第4項、第37条第1項第5号、第2項、第38条第2項）。
- (ロ) 廃止届出書の様式及び提出部数は、前記(イ)の開始届出書の場合と同様とする。

## 第3 職業安定機関における取扱い

### 1 届出に伴う安定所の業務

#### (1) 届出の処理

主たる事務所所轄安定所長は事業の開始又は廃止の届出を受理するに当たって、また、事業所所轄安定所長は変更の届出を受理するに当たって、その届出書の内容を審査し、必要欄が正しく記入されているか、必要な添付書類が添付されているか、その内容が適当であるか否かを検討し、不備の点があれば、その補正を求めるものとする。

なお、安定所は、当該職業紹介事業が法に基づき適正に運営されるよう当該学校等の長に対し事業の運営に関する諸般の事項について必要な指導を行うとともに、事後の業務運営に円滑を期し得るよう配慮するものとする。

#### (2) 届出の受理通知

主たる事務所所轄安定所長は、事業開始の届出を受理したときは、様式例1により届出者に通知し、副本を保管するものとする。

#### (3) 届出書の処理

事業の開始又は廃止の届出書を受理した主たる事務所所轄安定所長は、受理した日から7日以内に当該届出書の正本を主たる事務所所轄都道府県労働局長に送付するとともに、その届出に他の安定所の管轄する区域に所在する事業所が含まれている場合には、当該事業所所轄安定所長に届出書の写しを送付することにより、その事業の開始・廃止の通報を行うものとする。

無料職業紹介事業を行っている事業所の所在地を管轄する安定所は、「無料職業紹介事業届出受理台帳」（以下「届出受理台帳」という。）を備え、事業の開始・変更・廃止の届出の都度、記載整理するものとする。「届出受理台帳」の様式は任意とするが、参考例は様式例2に示す。

また、変更届を受理した事業所所轄安定所長は、その写しを主たる事務所所轄安定所長へ送付し、主たる事務所所轄安定所長において届出受理台帳の補正又は整備を行うものとする。

### 2 無料職業紹介事業の指導

学校卒業見込者等の就職活動において、学校等は重要な役割を担っており、学校等を行う職業紹介事業についてはその適正性を確保することが重要である。こうした基本的考え方を踏まえた学校等での指導の方針・内容は次のとおりである。

(1) 指導の方針

学校等の行う無料職業紹介事業は、学校等及び学校卒業見込者等の特殊性を考慮して、学校等自体が、その学校卒業見込者等に対し、法の目的に沿って最も円滑かつ効果的に実施するための制度であるから、指導に当たっては、かかる事情を考慮するとともに関係教育行政庁とも密接に連絡の上、行うものとする。

(2) 指導の内容

届出をして職業紹介事業を行う者については、その運営が法その他の法令に違反し、又は届出書の記載事項の範囲を逸脱することのないよう指導すること。

また、業務運営規程に沿って業務が行われているか、変更・廃止等の届出の手続を怠っていないか、紹介に関し手数料その他の利益を収受していないか、職業紹介業務担当者以外の者が紹介を行っているか等の点に留意すること。

なお、無届で職業紹介事業を行っている疑いのあるものについては、たとえ学校等であっても法により規制を受けるものであるから、その事業が職業紹介事業に該当するか否かを確認の上、それが職業紹介事業に該当するときは、法及び規則に基づきその禁止措置を講じ又は正式に法に基づいて届出を行うよう指導する等必要な措置を講じなければならない。

イ 事業に関する報告書の提出命令

ここにいう事業に関する報告書の提出命令とは、職業紹介事業を行う学校等の長に対し法律で規定された権限に基づいて、行政庁（安定所長、都道府県労働局長、厚生労働大臣）が事業に関する報告書の提出を命令することである（法第 50 条第 1 項）。

提出を求める報告の種類、提出期限については、報告を請求する行政庁がその必要に応じて決定するものであるが、提出を求める報告の内容については、行政庁が職業紹介事業の状況を検討し、その運営が適正に行われているかどうか、その他上記の指導を行う上で必要がある事項であり、報告を求める際には報告すべき内容及び当該報告をする理由を書面で学校等の長に通知する（規則第 33 条第 1 項）。

なお、求人、求職、就職の状況その他職業紹介状況に係る事項については、学校等の長は事業所所轄安定所長の指示に基づき、必要に応じ又は定期的に当該安定所長に報告することとする（規則第 25 条の 2 第 5 項）。

ロ 立入検査

立入検査とは、行政庁が法律に規定された権限に基づいて、その事業所が行っている職業紹介事業の運営が適正に行われているかどうか、違反事実があるかどうかを調べ、事業の運営に関して適切な指導、援助を与え、かつ非違行為をなくすため、又は、無届で違法の職業紹介事業を行っている学校等が存在しているかどうかを判知するために、学校等の事業所に当該行政庁の職員を立ち入らせて調査を行わせることである。

立入検査を行う必要があるときは、行政庁は当該職員をして事業所等に立ち入り、関係者に対して質問させ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる（法第 50 条第 2 項）。

情報の収集、立入検査によってその事業所が行っている業務の運営が適正でないこと又は無届で職業紹介事業的なものを行う学校等の存在が判明したときは、更にその学校等の行為については次のようなことを確認し、是正又は指導を加える必要がある。

- それが職業紹介行為であるかどうか。
- その職業紹介行為を事業として行うものであるかどうか。
- その職業紹介事業が無料であるかどうか。

なお、立入検査を行うときは、当該職員は職業紹介事業等立入検査証を携帯し、関係者に提示しなければならない（法第 50 条第 3 項、規則第 33 条第 2 項）。

### (3) 指導に関する注意

イ 届出をして職業紹介事業を行おうとする学校等に対しては、その事業の公共的性格を踏まえ、法に基づきその事業が公正に運営されて、学校卒業見込者等の職業の安定に寄与するよう指導すべきである。

また、届出をして事業を行うものに対しては、円滑に事業が発展するよう援助を与え、安定所と常に連携を保つように指導しなければならない。

ロ 無届で職業紹介事業を行う学校等に対しては、その事業を合法的に行うよう法の趣旨を教示し、正当な手続を経て事業を行うよう指導すべきである。

ハ 学校等に対する立入検査は学校等の施設が教育・訓練を行う場所であることを十分認識して行わなければならない。このため職業紹介事業が行われている事業所以外の場所、例えば授業中の教室等に赴いて当該業務を行うがごときは絶対これを避けなければならない。したがって学校等の施設に立ち入る当該業務は、専ら職業紹介事業を行う事業所において、学校等の長又は職業紹介業務担当職員を通じて必要な検査等を実施するようにしなければならない。

ニ 立入検査を行うに当たっては、安定所は、その学校等を所管する教育委員会等に連絡協議し、また立入検査を行ったときは、その結果を通知し必要な協力を求めるものとする。

### (4) 職業紹介事業の改善命令

#### イ 改善命令に該当する場合

都道府県労働局長に届出をして職業紹介事業を行う学校等が法又はこれに基づく命令の規定に違反した場合、業務の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 48 条の 3 第 1 項）。

改善命令は、違法行為の是正を図るに止まらず、法違反を起こすような職業紹介事業の運営方法そのものの改善を行わせるものである。

改善命令に係る権限は、当該職業紹介事業者の主たる事務所所轄都道府県労働局長が行うものとする。

#### ロ 都道府県労働局への報告手続

安定所は、学校等の行う職業紹介事業に関して改善命令を行うに足ると考えられる事由が発生したときは、その事由を詳細に調査し、この結果を文書で主たる事務所所轄都道府県労働局長に（事務所の所在地を管轄する都道府県と異なる場

合は当該安定所を管轄する都道府県労働局を経由して、) 報告しなければならない。

その文書には少なくとも次の事項が記載されていなければならない。

- a 非違行為の具体的な概要（法の規定又はこれに基づく命令、処分に違反した事実）
- b 非違行為の発生日時又は期間
- c 非違行為を行った者
- d 非違行為を行った理由
- e 調査担当者
- f 安定所の当該非違行為に対する措置及び所見
- g 改善命令措置をすることについての意見

#### ハ 弁明の機会の付与

上記口の報告を受けた主たる事務所所轄都道府県労働局長は自らないし担当職員をもって現地調査を行い又は安定所からの調査書の内容を審議し改善命令を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に沿って弁明の機会を付与しなければならない（行政手続法第13条）。

#### (5) 職業紹介事業の停止命令

##### イ 停止命令に該当する場合

都道府県労働局長に届出をして職業紹介事業を行う学校等が法又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定又はこれらの規定に基づく命令又は処分に違反したときは、その事業の全部又は一部を停止することができる（法第33条の2第7項により準用する法第32条の9第2項）。

停止命令は、事業停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、懲戒の趣旨を併せ持つものである。

法又は労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令又は処分に違反するとは、法、職業安定法施行令（昭和28年政令第242号。以下「令」という。）若しくは規則又は労働者派遣法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）の規定に違反し、又はこれらの法令に基づいて厚生労働大臣、都道府県労働局長、安定所長が行った行政上の措置に従わないことをいう。

##### ロ 都道府県労働局への報告手続

安定所は、学校等の行う職業紹介事業に関してその事業を停止させることを必要とする事由が発生したときは、その事由を詳細に調査し、この結果を文書で主たる事務所所轄都道府県労働局長に（事務所の所在地を管轄する都道府県と異なる場合は当該安定所を管轄する都道府県労働局を経由して、）報告しなければならない。

その文書には少なくとも次の事項が記載されていなければならない。

- a 非違行為の具体的な概要（法若しくは労働者派遣法の規定又はこれに基づ

く命令若しくは処分に違反した事実)

- b 非違行為の発生日時又は期間
- c 非違行為を行った者
- d 非違行為を行った理由
- e 調査担当者
- f 安定所の当該非違行為に対する措置及び所見
- g 事業停止措置をすることについての意見

#### ハ 聴聞の実施

上記口の報告を受けた主たる事務所所轄都道府県労働局長は自ら現地調査を行い又は安定所からの調査書の内容を審議し、事業の停止を行おうとする場合には、行政手続法の規定に沿って聴聞を行わなければならない(行政手続法(平成5年法律第88号)第13条)。

#### 二 停止処分以前における教育行政等との連携

主たる事務所所轄都道府県労働局長は無料職業紹介事業を行う学校等(本項においては法第33条の2第1項第3号に規定する施設及び第4号に規定する職業能力開発総合大学校を除く。)の長に対し、事業の全部又は一部の停止を命じようとする場合には、あらかじめ関係教育行政庁等(国立大学法人の設置する学校等並びに公立、私立の大学及び高等専門学校については文部科学大臣、大学及び高等専門学校を除く私立の学校等については都道府県知事、大学及び高等専門学校を除く公立の学校等については都道府県教育委員会をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。(法第33条の2第8項)。

#### (6) 罰則

届出をして行う学校等の無料職業紹介事業に適用する罰則は次のとおりである。

- イ 暴行、脅迫、監禁その他精神若しくは身体を不当に拘束する手段によって職業紹介を行った者若しくはこれに従事した者、又は公衆衛生若しくは公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行った者若しくはこれに従事した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる(法第63条第1号、第2号)。
- ロ 法第32条の9第2項の規定による事業の停止の命令に違反して職業紹介事業を行った者又は法第32条の10の規定による名義貸しの禁止に反して他人に職業紹介事業を行わせた者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる(法第64条第2号、第3号)。
- ハ 法第33条の2第1項の規定による届出をしないで無料職業紹介を行った者、虚偽の広告をし若しくは虚偽の条件を提示して職業紹介を行った者若しくはこれに従事した者、又は労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介を行った者若しくはこれに従事した者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条第3号、第8号、第10号)。
- ニ 法第32条の8第1項の規定による職業紹介事業の廃止の届出をせず若しくは虚偽の届出をした者、命令に定められる帳簿書類を作成せず若しくは備えておかなかった者、虚偽の帳簿書類を作成した者、行政庁から報告書の提出命令を受け

て、報告せず若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者又は正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第66条第4号、第6号、第7号、第8号、第9号）。

#### (7) 本省への報告

公共職業安定所長は、第4の5により無料職業紹介事業を行う学校等から提出のあった職業紹介事業報告書について、都道府県労働局を通じて、正本を人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室宛て6月30日までに送付すること、また、副本1通については都道府県労働局で保管することとする。

### 第4 学校等の行う無料職業紹介事業の運営

学校等の行う無料職業紹介事業は、事業の対象となる求職者の特殊事情を考慮して運営されることが必要であるが、あくまで法の趣旨に則り適正に運営されなければならないことから、法に基づく命令及び通達に従って行わなければならない。

学校等の行う無料職業紹介事業の運営に関する基本となる事項及び事業を行う学校等の長、職業紹介業務に従事する者が留意すべき事項の主たるものは、次のとおりである。

#### 1 原則に基づく職業紹介の実施

「職業紹介」とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすること」をいう（法第4条第1項）。また、ここにいう「求人者」とは、「対価を支払って自己のために他人の労働力の提供を求め、他人を雇用しようとする者」のことをいい、「求職者」とは、「対価を得るために自己の労働力を提供して職業に就くために他人に雇用されようとする者」をいう。なお、「あっせん」とは、「求人者と求職者の間をとりもって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」をいう。

職業紹介は、各人のその能力に適する職業に就く機会を提供するとともに、産業に必要な労働力を充足するために、労働者の職業選択の自由と事業主の雇入れの自由を前提として、求職者と求人者の間に立って、雇用関係の成立をあっせんするものであり、学校等は、国民の権利を尊重しつつ、次の原則に基づいて職業紹介業務を行うものとする。

##### (1) 求人申込み受理の原則

学校等の長が無料職業紹介事業を行う場合は、取扱いの範囲を定めて届け出た場合以外は、いかなる求人の申込みも受理しなければならない。ただし、次の場合においては申し込まれた求人を受理しないことができる。なお、求人の申込みを受理しない場合においては、その理由を説明しなければならない（法第5条の6、規則第4条の5第4項）。

(イ) その申込みの内容が法令に違反するとき

(ロ) 申込み内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比

べて著しく不適當であると認めるとき

- (ハ) 労働関係法令の規定(令第1条に定めるもの)に違反し、法律に基づく処分、公表等が講じられた者から申し込まれた場合(規則第4条の5第3項に定める場合に限る。)
  - (ニ) 求人者が後記(3)のとおり明示を義務づけられている事項を明示しないとき、
  - (ホ) 次に掲げるいずれかの者から申し込まれた場合
    - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
    - ・ 法人であって、その役員のうち暴力団員があるもの
    - ・ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- 求人者の受理に当たって留意すべき主な事項は次のとおりである。

#### イ 法令違反等に係る事項

求人者の申込みの内容、特に賃金、労働時間等の労働条件、その他の求人条件等について、それが関係法令に違反していないか、確認を行う必要がある。これらは労働関係法令のみに限らず広い範囲の法令(社会保険関係法令等)に及ぶものであるが、例えば次のような場合は法令違反等に該当するものであるため、その旨求人者に説明し理解を求める。

- (イ) 労働時間についての条件が休憩時間を除き1日について8時間、1週間について40時間を超えるものである場合(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条~36条)。
- (ロ) 危険、有害な業務、坑内の労働又は深夜業に就かせるために年少者(満18歳に満たない者)を雇い入れようとする場合(労働基準法第61条~第63条、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条)。
- (ハ) 女性又は妊産婦の就業が禁じられている業務のために女性を雇い入れようとする場合(労働基準法第64条の2、第64条の3)。
- (ニ) 危険な業務(クレーン運転、ボイラーの取扱い、金属の溶接等)に経験又は必要な資格、技能を有しない労働者を雇い入れようとする場合(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第61条、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第20条)。
- (ホ) 最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払われる賃金額がその最低賃金未満の場合(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条)。
- (ハ) 正当な理由がないにもかかわらず障害者でないことを条件とする場合(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第5条)。
- (ト) 雇用保険、労働保険等の適用対象事業所であって、必要な手続きをとっていない場合(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条)。
- (フ) 男性又は女性的一方のみを雇い入れようとする場合、男性又は女性の採用人数をあらかじめ設定している場合及び配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年について性別を理由として差別的取扱いをしている場合(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113

号。以下「男女雇用機会均等法」という。)第5条～第8条)。

ロ 労働条件等に係る事項

賃金、労働時間その他の労働条件は、求職者の紹介に不可欠な要件であり、求職者に労働条件を明示し、その納得を得た上で紹介することが、就職後の紛争を防止するためにも、又労働者を保護するためにも重要であるので、これらの労働条件については求人者から明確に聴取し、必要な場合はその向上、緩和について助言等を行い求人者の理解を求める。特に賃金、労働時間その他の労働条件が当該地域における通常の労働条件と比べて著しく低い場合は、求人者に対し当該労働条件の向上について理解を求める。

なお、助言等に当たっては、安定所等から得られる資料を活用する等具体的にを行うよう努める。

ハ 若者雇用促進法第14条に基づく青少年雇用情報の提供

無料職業紹介事業を行う学校等は、学校卒業見込者等を対象とした求人の申込みを受理する際に、求人者に対して青少年雇用情報の提供を求めること。

学校等が求人者に対して青少年雇用情報の提供を求めることにより、後述する3(2)ロの(イ)から(ハ)の情報のうち、それぞれ1項目以上情報提供することが求人者の義務となるが、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律98号。以下「若者雇用促進法」という。)の趣旨に沿って、できる限り全ての青少年雇用情報を提供しよう求人者に働きかけを行うこと。

ニ 選考方法等に係る事項

求人者が行う選考の方法が不適切な場合、又は選考のために必要としている書類が適正を欠く場合等、就職の機会均等が損なわれるおそれがある場合は、求人者に対し、選考の適否が適格な労働者の確保に影響するものであることにも言及しつつ、公正な採用選考に関する各種啓発資料を活用すること等によってその是正について理解を求める。

ホ 誤解を生じさせる表示の禁止

無料職業紹介事業を行う学校等は、学校卒業見込者等を対象とした求人の申込みを受理する際に、その内容が求職者に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

- (イ) 関係会社を有する者が労働者の募集を行う場合、労働者を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- (ロ) 労働者の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- (ハ) 賃金等(賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。)について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。
- (ニ) 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

## (2) 求職申込み受理の原則

学校等の長が無料職業紹介事業を行う場合は、取扱いの範囲を定めて届出た場合以外は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。

ただし、求職の申込みの内容が法令に違反するときは、その申込みを受理しないことができるものである。

なお、求職の申込みを受理しない場合においては、その理由を求職者に説明しなければならない（法第5条の7、規則第4条の6）。

求職の受理に当たり必要があると認めるときは、求職者に対して、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について指導すること及び求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

指導すべき主な事項は次のとおりである。

イ 求職申込みの内容が、法令に違反する場合又は公共の福祉に反する場合には、求職者にその旨を説明して申込みの内容を変更するよう助言指導するほか、その求職者の能力に最も適合する職業に就くよう適切な助言を行う。

ロ 法令に違反する事例としては次のようなものがあるが、このほかその他の法令に違反する場合もあるので、それぞれ適切な助言指導を行う。

(イ) 必要な技能、経験を有しない求職者が、危険な業務に就職を希望している場合（労働安全衛生法第61条）。

(ロ) 労働者としての最低年齢に満たない児童が求職申込みを希望している場合（労働基準法第56条）。

(ハ) 女子又は年少者が法律により就業を制限されている業務に就業を希望している場合（労働基準法第61条～第63条、第64条の2、第64条の3、児童福祉法第34条）。

## (3) 労働条件等明示の原則

### イ 労働条件等の明示の内容

職業紹介に当たり、労働条件等を明示することは、労働者を保護する上からも、就職後における紛争を避ける上からも、労働者が職場に適応してその能力を有効に発揮するためにも必要なことであり、また、求人者が最も適格な労働者を得るためにも必要なことである。このため、求人者は無料職業紹介事業を行う学校等に、無料職業紹介事業を行う学校等は職業紹介に当たり学校卒業見込者等に、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない（法第5条の3第1項、第2項）。

無料職業紹介事業を行う学校等が求職者に対して行う労働条件等の明示は、いづれも次に掲げる事項が明らかとなる書面の交付の方法又は電子メール等（電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（具体的には、LINE や Facebook 等の SNS メッセージ機能等を利用した電気通信が該当））を利用する方法により行う必要がある。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法により明示することができない場合であって、明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。なお、電子メール等を利用する方法が認め

られるのは、書面の交付を受けるべき者が、電子メール等を利用する方法（電子メール等の受信者がプリントアウトできるものに限る。以下同じ。）を希望し、かつ、実際に電子メール等が書面の交付を受けるべき者に到達した場合に限られるものである。

この場合において、書面の交付を受けるべき者が、電子メールを利用する方法を希望するとは、希望するファイルへの記録の方式（添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式及びバージョン）を書面の交付を行うべき者に対して明示することによるものとする。（法第5条の3第3項、規則第4条の2）。

- (イ) 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
  - (ロ) 労働契約の期間に関する事項（期間の定めの有無、期間の定めがあるときはその期間）
  - (ハ) 試用期間に関する事項（試用期間の有無、試用期間があるときはその期間）
  - (ニ) 就業の場所に関する事項
  - (ホ) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
  - (ヘ) 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第8条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項
  - (ト) 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項
  - (チ) 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
  - (リ) 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨（労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合に限る。）
  - (ヌ) 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項
- ロ 労働条件等明示に当たっての留意点
- (イ) 無料職業紹介事業を行う学校等は、学校卒業見込者等に対して、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示するとともに、次に掲げるところによらなければならないこと（職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「安定法指針」という。）及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号。以下「若者法指針」という。））。
  - ① 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。
  - ② 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法に基づき、裁量労働制が適用されることとなる場合（※1）又は高度プロフェッショナル制度が適用される場合（※2）には、その旨を明示すること。
- ※1 労働基準法第38条の3第1項の規定により同項第2号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は労働基準法第38条の4第1項の規定に

より同項第3号に掲げる時間労働したものとみなす場合。

※2 労働基準法41条の2第1項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事する場合。

③ 賃金に関しては、賃金形態(月給、日給、時給等の区分)、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。

また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合には、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金(以下「固定残業代」という。)に係る計算方法(固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数(以下この③において「固定残業時間」という。)及び金額を明らかにするものに限る。)、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

④ 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試用期間の性質を有するものであっても、当該試用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

(ロ) 無料職業紹介事業を行う学校等は、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項によるべきであること(安定法指針及び若者法指針)。

① 原則として、求職者と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(イ)②後段の裁量労働制及び高度プロフェッショナル制度並びに③後段の固定残業代に係る内容の明示については特に留意すること。

「最初に接触する時点」とは、面接、メール、電話などにより、無料の職業紹介事業を行う学校等と求職者との間で意思疎通(面接の日程調整に関する連絡等を除く。)が発生する時点をいうものであること。

② 求人票の各事項欄に書き込めない場合等、従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

(ハ) 無料職業紹介事業を行う学校等は、従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

① 求職者に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

② 求職者が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

③ 明示する従事すべき業務の内容等が労働契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとな

った場合には、当該明示を受けた求職者に速やかに知らせること。

#### ハ 試用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間終了後の従事すべき業務の内容等が異なる場合の取扱い

イにおいて、試用期間中と試用期間終了後の従事すべき業務の内容等が異なるときは、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すこと。

#### ニ 求人者による労働条件等の変更等に係る明示

求人者は労働条件の変更を行う際に次のとおり取り扱うこととされているため、無料職業紹介事業を行う学校等についても留意すること。

なお、学校等卒業見込者については、特に配慮が必要であることから、求人者は、求人者の申込みをした職業紹介事業者の紹介による求職者と労働契約を締結しようとする場合であって、当該求職者に対してイにより明示された従事すべき業務の内容等（以下「第1項明示」という。）を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ロ(ロ)②により、求人票の各事項欄に書き込めない場合等、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること

- (イ) 求人者は、第1項明示を変更し、特定し、削除し、又は追加する場合には、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等を書面の交付又は電子メール等により明示（以下「変更等明示」という。）しなければならないこと。なお、電子メール等を利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者が、電子メール等を利用する方法（電子メール等の受信者がプリントアウトできるものに限る。以下同じ。）を希望し、かつ、実際に電子メール等が書面の交付を受けるべき者に到達した場合に限られるものである。この場合において、書面の交付を受けるべき者が、電子メール等を利用する方法を希望するとは、希望するファイルへの記録の方式（添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式及びバージョン）を書面の交付を行うべき者に対して明示することによるものとする。
- (ロ) 学校卒業見込者等については、一般に採用内定時に労働契約が成立すると解されることから、原則として、採用内定時まで、法第5条の3第1項の明示及び変更等明示が書面により行われるべきであることに留意すること。
- (ハ) 法第5条の3第1項の規定に基づく明示が法の規定に抵触するものであった場合、変更等明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。
- (ニ) 求人者は、第1項明示を真にやむを得ない理由により、変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合において、当該変更し、削除し、又は追加した従事すべき業務の内容等により、引き続き職業紹介を受けようとする場合は、求人票の内容を検証し、その内容の修正、求人票の出し直し等を行うこと。

(4) 適格紹介の原則

職業紹介は、人と職業との結合という観点に立って、求職者に対してその能力に適合する職業を紹介するとともに、求人者に対してその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない（法第5条の8）。

(5) 自由の原則

職業紹介は、求職者には職業選択の自由が、求人者には雇入れの自由がそれぞれ保障されているものである。したがって、求職者は紹介された職業に就くことを強制されるものではなく、求人者も紹介された求職者を雇い入れることを強制されるものではない（法第2条、規則第3条第3項）。

(6) 均等待遇の原則

人と職業との結合は、その労働能力に基づいて行われるべきものである。したがって、職業紹介は、求職者又は求人者に対して労働能力以外の理由すなわち、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由としてその取扱いを差別してはならない（法第3条）。

なお、男女雇用機会均等法第5条の規定に違反する内容の求人申込みを受理し、また、当該求人者に職業紹介を行うことは法第3条の規定に反するものである。

(7) 中立の原則

公正な労働関係の維持を図るために、労使に対して中立の立場を維持しなければならない。

なかでも労働争議は職業紹介によって大きな影響を受ける場合が多く、労働争議の場合に求職者を紹介することは労働争議そのものを無意味にするか、又は一方を援助することになるので、その旨、安定所から通報のあった事業所からの労働争議の自主的解決を妨げるような求人申込みに対して求職者を紹介してはならない（法第34条により準用する法第20条）。

2 事業の運営の基本となる事項

(1) 取り扱う職種の範囲等の明示（法第33条の2第7項において準用する法第32条の13）

無料職業紹介事業を行う学校等は、取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲、苦情の処理に関する事項及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について書面の交付等の方法又は電子メール等を使用する方法により明示しなければならない。

ただし、職業紹介の実施について、緊急の必要があるため、あらかじめこれらの方法により明示することができない場合において、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときはこの限りでない。

なお、電子メール等を利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者が、電子メール等を利用する方法（電子メール等の受信者がプリントアウトできるものに限る。以下同じ。）を希望し、かつ、実際に電子メール等が書面の交付を受けるべき者に到達した場合に限られるものである。

この場合において、書面の交付を受けるべき者が、電子メール等を利用する方法を希望するとは、希望するファイルへの記録の方式（添付ファイルを使用する場合

の使用ソフトウェアの形式及びバージョン)を書面の交付を行うべき者に対して明示することによるものとする。

(2) 秘密の厳守

無料職業紹介事業を行う学校等及びこれに従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報、法人である雇用主に関する情報をみだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介を行わなくなった及び業務に従事する者でなくなった後においても同様である(法第51条、規則第34条)。職業紹介を行う者及びその事業に従事する者は、職業紹介に関し知り得た学校卒業見込者等又は雇用主の個人的な情報を漏らすことのないよう留意しなければならない。

したがって、職業紹介に関する記録又は知り得た事項については、学校等の長若しくはその事業に従事する者又は法を施行する業務に従事する職員以外の者に対しては、それが求人者、求職者であってもこれを見せたり、あるいは第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の収集、保管及び使用(法第5条の5)

イ 無料職業紹介事業を行う学校等は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報(以下「個人情報」という。)を収集することとし、個人情報の収集に当たっては、個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、インターネットの利用その他適切な方法により、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

また、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

(イ) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(ロ) 思想及び信条

(ハ) 労働組合への加入状況

ロ 無料職業紹介事業を行う学校等は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならない。

ハ 無料職業紹介事業を行う高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校は、学校卒業見込者等である求職者から応募書類の提出を求めるときは、全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票(乙)により提出を求めるものとする。

ニ 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られるものとする。

ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りではない。

ホ 無料職業紹介事業を行う学校等は、ロ又はニの求職者本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

(イ) 同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、

可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(D) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。

(H) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

(4) 個人情報の適正な管理のための措置（法第5条の5第2項）

イ 無料職業紹介事業を行う学校等は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならない。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

(D) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

(H) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

(ニ) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

ロ 無料職業紹介事業を行う学校等が、求職者の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならない。

ハ 無料職業紹介事業を行う学校等は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならない。

(イ) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

(D) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

(H) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

ニ 無料職業紹介事業を行う学校等は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(5) 求職者又は求人者からの苦情の適切な処理

無料職業紹介事業を行う学校等は職業安定機関と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者又は求人者からの苦情（あつせんを行った後の苦情を含む。）に迅速、適切に対応することとし、そのための体制の整備及び改善向上に努めること。特に求人票の記載内容と実際が異なる旨の申し出が学校卒業見込者等からなされる等求人者への指導が必要と考えられる場合、無料職業紹介事業を行う学校等は速やかに安定所へ連絡を行うこと。

(6) 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

無料職業紹介事業を行う学校等は、法第5条の4第1項の規定により求人等に関する情報を提供するに当たっては、その内容を正確かつ最新の内容に保つため、次に掲げる措置を講じなければならない。イ 当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の

訂正の求めがあつたときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

ロ 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

### 3 職業紹介に使用する帳票

無料職業紹介事業を行う学校等は、常時、帳票等を備え付けるとともに職業紹介に当たってはこれらの帳票等を使用しなければならない。

#### (1) 求職票

安定所で使用する求職票に準じたもの、中卒用、高卒用職業相談票又は次の事項の含まれた任意の様式のいずれかとする。

ただし、中学校又は高等学校若しくは中等教育学校の学校卒業見込者等については、原則として中卒用又は高卒用職業相談票を使用するものとする。

##### ○ 求職票に含むべき事項

受付年月日、求職者の氏名、生年月日、性別、現住所、  
学科等、職業相談状況、資格、就職希望の条件（職種、賃金、就業地、雇用形態、就業時間）、紹介就職状況

#### (2) 求人票

労働条件の明示の原則から、求人への受取及び求職者への求人の提示に当たっては、求人票を使用するものとする。様式は安定所で使用する求人票に準じたもの、学卒用求人票又は次の事項が含まれた任意の様式のいずれかとする。

なお、労働条件等の明示に当たっては第4の1(3)ロに留意すること。

##### イ 法第5条の3に基づき求人票に含まなければならない事項

- ① 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ② 労働契約の期間に関する事項（期間の定めの有無、期間の定めがあるときはその期間）
- ③ 試用期間に関する事項（試用期間の有無、試用期間があるときはその期間）
- ④ 就業の場所に関する事項
- ⑤ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項
- ⑥ 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項
- ⑦ 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項
- ⑧ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- ⑨ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨（労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合に限る。）
- ⑩ 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

##### ロ 若者雇用促進法第14条に基づく青少年雇用情報等

###### (イ) 募集・採用に関する情報

- ① 過去3年間の新卒採用者数・離職者数
- ② 過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
- ③ 平均勤続年数

(参考値) 従業員の平均年齢

(ロ) 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

- ④ 研修の有無及び内容
- ⑤ 自己啓発支援の有無及び内容
- ⑥ メンター制度の有無
- ⑦ キャリアコンサルティング制度の有無及び内容
- ⑧ 社内検定等の制度の有無及び内容

(ハ) 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

- ⑨ 前年度の月平均所定労働時間の実績
- ⑩ 前年度の有給休暇の平均取得日数
- ⑪ 前年度の育児休業取得対象者数・取得者数(男女別)
- ⑫ 役員及び管理的地位にある者に占める女性割合

ハ 上記イの事項のほか求人票に含むべき事項

受付年月日、求人者名及び所在地、代表者名、採用事務担当者の役職氏名、事業内容等事業所の概要、求人数、福利厚生、応募資格、応募書類、応募受付期間、選考方法、選考日時場所

(3) 紹介状

紹介状を使用する場合は、安定所で使用する紹介状に準じたもの、学卒用紹介状又は下記の事項が含まれた任意の様式のいずれかとする。

ただし、中学校若しくは義務教育学校又は高等学校若しくは中等教育学校の学校卒業見込者等については、安定所で用いられている紹介状に職業安定局長の定める書類(職業相談票(乙)又は全国高等学校統一応募用紙)を添付して求人者に送付する等により行うものである。

○ 紹介状に含むべき事項

紹介年月日、求人者氏名、求職者氏名、職種、無料職業紹介事業者名

(4) 採否結果通知書

採否結果通知書を使用する場合は、採否及び求人票の求人条件と採用条件との相違を確認するため、安定所で使用する採否結果通知書に準じたもの又は下記の事項が含まれた任意の様式のいずれかを使用するものとする。

○ 採否結果通知書に含むべき事項

採否の結果、雇用(予定)日、求人票の労働条件と採用条件の相違の有無及び相違がある場合はその内容及び理由、採用しなかった理由

4 求人求職管理簿

(1) 帳簿の備付け

無料職業紹介事業を行う学校等は、常時、求人求職管理簿を備え付けなければならない(法第33条の2第7項において準用する法第32条の15、規則第25条)。

## (2) 様式

求人求職管理簿の様式については、様式例3、4を示しているが、様式例の記載項目が具備されたものであれば、任意の様式のものを使用することとして差し支えない。

なお、書面によらずとも必要事項をコンピュータに記録し、必要に応じて取り出す方法等直ちに必要事項が明らかにされ、かつ写しを提供し得るシステムとなっていれば差し支えない。

また、求人票、求職票を活用して、これらを綴ったものを求人求職管理簿としても差し支えないが、その場合には、求人票、求職票に処理状況欄を設ける等して処理状況を記載するものとする。

## (3) 保存期間

保存期間は、完結後2年間とする。

## 5 職業紹介事業報告書の提出

無料職業紹介事業を行う学校等は、4月1日から翌年3月31日までを事業年度とし、事業年度における状況を報告書にまとめ3通（正本1通、副本2通）作成の上、副本1通を控えとして保存し、他の2通を主たる事務所所轄安定所長に5月31日までに提出するものとする（法第33条の2第7項において準用する法第32条の16、規則第38条第2項及び第3項）。なお、主たる事務所所轄安定所長が指定する宛先へ電子メールにより提出することとしても差し支えない。

事業報告書の様式は様式3とする。

## 6 職業紹介実績の情報提供

無料職業紹介事業を行う学校等は、職業紹介の実績に関する次の情報を、学校等の運営するホームページ等において提供するよう努めるものとする。提供に当たっては、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。（法第5条の4第1項、第33条の2第7項において準用する法第32条の16第3項、規則第24条の8）。

### (1) 就職者数

(2) (1)のうち、期間の定めのない労働契約を結んだ者の数

(3) (2)のうち、就職から6ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者の数

(4) (2)のうち、(3)に該当するかどうか明らかでない者の数

情報の提供に当たっては事業年度（4月から3月まで）を単位とする。このうち、(1)及び(2)については4月30日、(3)及び(4)については12月31日までに、前年度及び前々年度の総数の情報を提供する。また、4月1日から9月30日までの間、(1)及び(2)については前年度、前々年度及び前々々年度の総数を、(3)及び(4)については前々年度及び前々々年度の総数の情報を提供する。情報提供の様式は任意（様式例5に参考例を示すが、例えば学校等がホームページに就職（内定）状況等を掲載している場合に、その内数として実績を掲載するなど、柔軟に対応することは差し支えない。）とする。

- ※1 (1)及び(2)に掲げる情報は、4月1日から4月30日までの間は前々年度及び前々々年度の総数と、(3)及び(4)に掲げる情報は、10月1日から12月31日までの間は前々年度及び前々々年度の総数に関する情報とすることができる。
- ※2 実績の情報提供に当たっては、直近3か年度の情報を掲載する。

第5 様式

様式1

(学校等) 無料職業紹介事業届出書(開始・廃止)

|   |                              |  |      |                         |                      |
|---|------------------------------|--|------|-------------------------|----------------------|
| (1)<br>届出者  | A 氏名<br>学校等名<br>及び<br>その長の氏名 |  |      | * 公共職業安定所処理状況           |                      |
|   | B 学校等の<br>所在地                |  |      | (イ) 受理<br>公共職業<br>安定所名  | 公共職業<br>安定所          |
| (2)<br>事業所  | A 名称                         |  | C 電話 | (ロ) 連絡先<br>公共職業<br>安定所名 | 県<br><br>公共職業<br>安定所 |
|   | B 所在地                        |  |      | (ハ) 文書<br>番号            | 年 月 日<br><br>第 号     |
| (3) 取り扱うべき<br>職業紹介の範囲   |                              |  |      | (ニ) 備考欄                 |                      |
| 上記のとおり無料職業紹介事業を(開始・廃止)するので届けます。<br><br>年 月 日<br><br>労働局長 殿<br><br>届出者氏名 |                              |  |      | (ホ) ※受付印                |                      |
|   |                              |  |      | A                       | B                    |

(注) 学校等の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経て都道府県労働局長に届け出ること。

〔記入に当たっての注意事項〕

- (1) 「(開始・廃止)」の欄は、届出の種類に従って、開始廃止のうち該当するものを○で囲むこと。
  - (2) 「(1)届出者」の欄の
    - イ 「A 氏名」の欄には、学校等名及び学校等の長の氏名を記入すること。
    - ロ 「B 学校等の所在地」の欄には、その学校等の主たる事務所の所在地を記入すること。
  - (3) 「(2)事業所」の欄の
    - イ 「A 名称」の欄には、無料職業紹介事業を行うための事業所の名称を記入すること。  
例えば「〇〇大学学生課」、「〇〇専門学校就職指導課」、「〇〇高等学校進路指導部」のように記入すること。
    - ロ 「B 所在地」の欄には、その事業所の所在地を記入すること。
    - ハ 「C 電話」の欄には、その事業所で、この事業のために利用できる電話の番号を記入すること。
  - (4) 「(3)取り扱うべき職業紹介の範囲」の欄には、特に無料職業紹介事業の取扱い範囲（取り扱う求人職種、取り扱う卒業者の範囲等）を定める場合に、その取扱い範囲を明示して記入すること。
  - (5) 一つの学校等において2以上の事業所を同時に設けようとするときは、関係各欄を区分して、その2以上の事業所についてそれぞれ必要事項を記入すること。
  - (6) 「※ 公共職業安定所処理状況」欄には、受理した安定所が記載するものとし、届出者は余白のまま提出すること。
  - (7) 事業廃止の届出の場合は、「(3)取り扱うべき職業紹介の範囲」の欄の記載を要しないこと。
- ※ 安定所における記入事項
- イ 「(イ) 受理公共職業安定所名」欄には、この届出書の提出を受けた主たる事務所の所在地を管轄する安定所の名称を記入すること。
  - ロ 「(ロ)連絡先公共職業安定所」欄には、事業所の所在地を管轄する安定所が他の安定所である場合に、その安定所に届出書の写しを送付することになっているので（前記第3の1の(3)「届出書の処理」参照）その送付すべき安定所の名称を記入すること。
  - ハ 「(ハ)文書番号」欄には、その送付した公文書の文書月日、番号を記入すること。
  - ニ 「(ニ)備考欄」には、上記イからハまでの処理のほか、参考となるべき事項を記入すること。
  - ホ 「(ホ)※ 受付印」欄のA欄には届出を受けた安定所が受付印を、B欄には、他の安定所から届出書の写しの送付を受けた安定所が受付印を捺すこと。

様式 2

(学校等) 無料職業紹介事業届出書(変更)

|                          |   |  |      |                                 |
|--------------------------|---|--|------|---------------------------------|
| (1)<br>届出者               | A 氏名<br>学校等名<br>及び<br>その長の氏名  |  |      | * 公共職業安定所処理状況<br>(イ) 受理公共職業安定所名 |
|                          | B 学校等の<br>所在地   |  |      | 公共職業安定所                         |
| (2)<br>事業所               | A 名称  |  | C 電話 | (ロ) 備考                          |
|                          | B 所在地   |  |      |                                 |
| (3)<br>変更内容及び理由          | A 届出者<br>B 事業所<br>C 取り扱うべき職業<br>紹介の範囲<br>D 業務運営規定<br>E 個人情報<br>適正管理規定 |  |      |                                 |
| 上記のとおり届出事項に変更があったので届けます。 |   |  |      | (ハ) ※ 受付印                       |
| 年 月 日                    |   |  |      |                                 |
| 公共職業安定所長 殿               |   |  |      |                                 |
| 届出者氏名                    |   |  |      |                                 |

〔記入に当たっての注意事項〕

- 1 (1)、(2) 欄については、無料職業紹介事業届出書の記入に当たっての注意事項に準じて記入すること。
- 2 「(3) 変更の内容及び理由」欄にはA～Eの変更しようとする事項を○で囲むとともに、その内容及び理由を具体的に記すこと。

様式3

学校等の行う無料職業紹介事業報告  
 ( 年4月1日～ 年3月31日)

| (1)<br>求人数 | (2)<br>求職者数<br>(うち既卒者) | (3)<br>就職者数<br>(うち既卒者) | (4)<br>離職者数 | (5)<br>実績の<br>情報提供 |
|------------|------------------------|------------------------|-------------|--------------------|
| 人          | ( 人 )                  | ( 人 )                  | 人           | 有 無                |

職業安定法第33条の2第7項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

名称及び代表者の氏名

厚生労働大臣 殿

[記入にあたっての注意事項]

- 1 (1) 求人数とは、事業所から受理した求人数を指す。
- 2 (2) 求職者数とは、報告対象年度（前年の4月1日から3月31日まで）において、就職を希望する卒業予定者数を指す。  
うち既卒者とは、報告対象年度以前に卒業した者を指す。
- 3 (3) 就職者数とは、(2)のうち報告対象年度において、当校の紹介を受けて就職決定した者を指す。  
未就職卒業者が就職した場合、次年度の報告において既卒者として報告対象となるので留意すること。
- 4 (4) 離職者数とは、報告対象年度の前年度に就職した者のうち、就職後6ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者の数を指す。
- 5 (5) 実績の情報提供とは、職業紹介に関する情報について、学校等の運営するホームページ等により情報提供しているか否かを記載する。

様式例 1

(文書番号)

(文書年月日)

〇〇学校等の長 殿

〇〇公共職業安定所長

無料職業紹介事業の開始に係る届出について

〇年〇月〇日をもって提出のありました職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づく無料職業紹介事業の開始の届出は、〇年〇月〇日受理いたしましたので通知します。

なお、職業紹介事業の運営については、常時、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、職業安定法の趣旨に沿って行われますよう併せて通知します。

様式例 2

無料職業紹介事業届出受理台帳

|  |                |                         |  |                        |  |
|--|----------------|-------------------------|--|------------------------|--|
| (1) 学校等名<br>所在地<br>学校等の<br>長の氏名        |                | (2) 事業所名<br>所在地<br>電話番号 |  | (3) 事業開始<br>届受理<br>年月日 |  |
| (4) 届出の種<br>類(変更・<br>廃止の別)             | (5) 受 理<br>年月日 | (6) 届出の内容(変更の内容等)       |  |                        |  |
|  |                |                         |  |                        |  |
| 備考<br>(立入検査、その他指導した事<br>項、取り扱う職業紹介の範囲) |                |                         |  |                        |  |

様式例 3

求人求職管理簿

(1) 求人管理簿

| 求人事業所 名 称 .....<br>所 在 地 .....<br>代表者氏名 .....<br>連絡担当者 ..... |     |      |      |     |      |
|--|-----|------|------|-----|------|
| 求人管理簿  |     |      |      |     |      |
| 受付年月日  | 求人数 | 就労場所 | 雇用期間 | 賃金等 | 処理状況 |
|  |     |      |      |     |      |

(2) 求職管理簿

| 求 職 者 氏 名 .....<br>住 所 .....<br>生 年 月 日 .....<br>希 望 職 種 ..... |       |     |       |       |
|--|-------|-----|-------|-------|
| 求職管理簿  |       |     |       |       |
| 求職年月日  | 紹介年月日 | 紹介先 | 就職年月日 | 離職年月日 |
|  |       |     |       |       |

様式例 4

求人求職管理簿

| 年月日 | 求人件数 | 同人数 | 求職者数 | 紹介者<br>数 | 就職者数<br><うち無期雇用> | 離職者数 |
|-----|------|-----|------|----------|------------------|------|
|     |      |     |      |          |                  |      |

様式例 5

本校における無料職業紹介事業(※)実績

|                                     | 年度 | 年度 | 年度 |
|-------------------------------------|----|----|----|
| (1) 就職者数                            | 人  | 人  | 人  |
| (2) (1)のうち期間の定めのない労働契約を結んだ者の数       | 人  | 人  | 人  |
| (3) (2)のうち就職から6ヶ月以内に解雇以外の理由で離職した者の数 | 人  | 人  | 人  |
| (4) (2)のうち(3)に該当するかどうかが明らかでない者の数    | 人  | 人  | 人  |

( 年 月 日現在)

(※) ここでいう無料職業紹介事業とは、学校等が職業安定法第33条の2に基づき、学生等を対象として、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんするものです。職業紹介事業制度の概要については、次のURLを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai01.html>

## 参考1：業務運営規程登載事項例

### 1. 前文

本校は、本校の学生(生徒)の就職について学生(生徒)本人の意思を尊重し、適正に職業紹介を行うこと。

本校における職業紹介事業は無料で行うこと。

### 2. 求人

(1) 本校は、次の場合を除き本校の在校生及び卒業生又は退学者(ただし、卒業後又は退学後三年以内の者に限る。以下本規程において同じ。)を対象とする全ての求人を受理すること。

イ 申込みの内容が法令に違反している場合

ロ 法令により明示が義務付けられている労働条件を明示しない場合

ハ 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合

ニ 職業安定法第五条の六の規定に基づき、安定所が不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの求人申込みがあった場合

(2) 求人の申込みは、所定の求人票に記入して行うこと。

(3) 求人票において、法令により義務付けられた労働条件等の明示を求めること。

ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示を求めること。

### 3. 求職

(1) 本校は、求職申込みの内容が法令に違反している場合を除き本校の在校生及び卒業生又は退学者のいかなる求職も受理すること。

(2) 求職の申込みは所定の求職票に記入して行うこと。

### 4. 紹介

(1) 職業安定法第二条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう努めること。

(2) 求人者に対しては、その希望に適合する求職者の紹介に努めること。

(3) 紹介に際しては、求職者に、紹介時において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示すること。

(4) 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状を発行すること。

(5) 労働争議(同盟罷業又は作業所閉鎖)中の事業所に対する紹介は争議が解決するまで行わないこと。

### 5. 職業紹介業務担当者

(1) 学校長は、学校長に代わって職業紹介事業に関する業務を担当する者(職業紹介業務担当者)を職員の中から選任することができること。

(2) 職業紹介業務担当者を選任した場合は、辞令を交付すること。

### 6. その他

- (1) 本校は、職業安定法第五十一条の規定に基づき、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報は全て秘密とし、他にこれを漏らさないこと。
- (2) 本校は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わないこと。
- (3) 本校は、公共職業安定機関と連携し、求職者及び求人者に必要な雇用情報その他の適職選択及び労働者の雇入れに資する情報の提供に努めるものとする。
- (4) 職業紹介に使用する帳票の種類は次のとおりであること。
  - イ 求人票  
(任意の様式を使用する場合は、求人票に含める事項を記載する。)
  - ロ 求職票  
(任意の様式を使用する場合は、求職票に含める事項を記載する。)
  - ハ 紹介状  
(任意の様式を使用する場合は、紹介状に含める事項を記載する。)
  - ニ 採否結果通知書  
(任意の様式を使用する場合は、採否結果通知書に含める事項を記載する。)
- (5) 紹介した求職者の採用又は不採用を求人者が決定した場合には、遅滞なくその結果を報告するよう求めること。
- (6) 公共職業安定所に対する必要な職業紹介状況等の報告を行うこと。
- (7) 本校の職業紹介事業に係る運営は全て職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営すること。

参考2：個人情報適正管理規程参考例

1. 個人情報の取扱者を、職業紹介業務担当者である就職課長とする。
2. 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、求職者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
4. 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、就職課長とする。

○×大学